

# 令和6年能登半島地震で被災された皆様へ 糸魚川市 住宅応急修理制度

令和6年能登半島地震で被災した住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」「半壊」、「準半壊」した世帯を対象に、糸魚川市が業者に依頼して、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を行う制度です。

## ○対象世帯 次の要件をすべて満たす方(世帯)

- 糸魚川市内にお住まいの方
- 糸魚川市が発行する罹災(りさい)証明書により、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と判断された世帯

## ○応急工事の工事例 「準半壊」以上 ※一部損壊は対象外

- 屋根の補修、柱の家起こし、破損した柱梁等の構造部材の取替、基礎の補修
- 建具(ガラス、玄関扉など)、給排気設備の取替、上下水道配管の補修、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修(エアコンなどの家電製品は対象外)、便器、浴槽等の衛生設備の取替など

## ○費用の限度額(1世帯あたり) 費用は糸魚川市から修理業者に直接支払い

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ●大規模半壊 270万6千円以内 | ●中規模半壊 170万6千円以内 |
| ●半壊 170万6千円以内    | ●準半壊 94万3千円以内    |

(注)限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。

## ○申込続き 応急修理申込書に必要書類を添付し、都市政策課へ提出

- ※糸魚川市のホームページから様式をダウンロードできます。
- ※申込時に必要な提出書類、手続きの流れについては、「裏面」をご確認ください。

◎修理前の被災状況が分かる写真が必要となりますので、必ず写真を撮影しておいてください。(カメラが無い場合はスマートフォンでも構いません。)

◎修理費用を市が業者に直接支払う制度です。修理費用を業者に支払ってしまうと、この制度は利用できなくなるため注意が必要です。

## ○申込期限

令和6年6月28日(金曜日)

## ○完了期限

令和6年12月31日(火曜日)

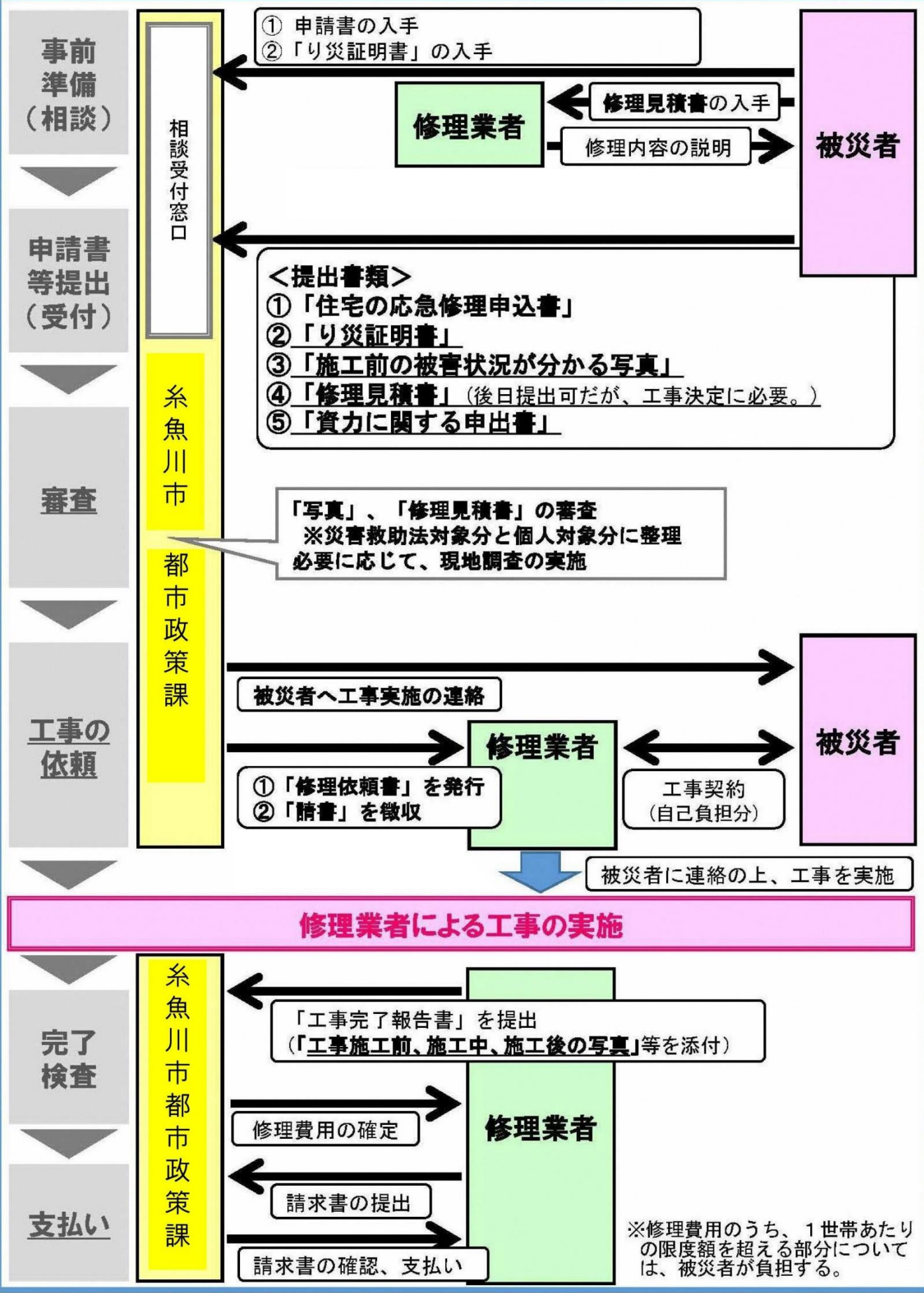
〈申込み・問合せ先〉

糸魚川市 産業部 都市政策課 都市計画係

電話番号 025-552-1511(内線2375)

メールアドレス toshi@city.itoigawa.lg.jp

# 災害救助法に基づく応急修理



① 申請書の入手  
② 「り災証明書」の入手

修理業者 ← 修理見積書の入手  
→ 修理内容の説明 → 被災者

糸魚川市 (相談受付窓口)  
糸魚川市 (都市政策課)

＜提出書類＞  
① 「住宅の応急修理申込書」  
② 「り災証明書」  
③ 「施工前の被害状況が分かる写真」  
④ 「修理見積書」(後日提出可だが、工事決定に必要。)  
⑤ 「資力に関する申出書」

「写真」、「修理見積書」の審査  
※災害救助法対象分と個人対象分に整理必要に応じて、現地調査の実施

被災者へ工事实施の連絡

糸魚川市 (都市政策課) → 修理業者  
① 「修理依頼書」を発行  
② 「請書」を徴収

修理業者 ↔ 被災者  
工事契約 (自己負担分)

修理業者 → 被災者  
被災者に連絡の上、工事を実施

## 修理業者による工事の実施

糸魚川市 (都市政策課)

修理業者 ← 「工事完了報告書」を提出 (「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付)

糸魚川市 (都市政策課) → 修理業者  
修理費用の確定

修理業者 → 糸魚川市 (都市政策課)  
請求書の提出

糸魚川市 (都市政策課) → 修理業者  
請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。